

平成 28 年 6 月 20 日

条 例 第 20 号

中之条町手話言語条例

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及並びに手話の使いやすい環境を整備するため、手話に関する基本理念を定め、心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(町の責務)

第 3 条 町は、基本理念にのっとり手話に対する理解と手話の普及を図り、手話の使用できる環境整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第 4 条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として町が推進する施策に協力するとともに、手話に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第 5 条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通や情報取得の機会の拡大のための施策

(3) 町民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項の方針の作成に当たっては、障害者の福祉に関する計画等との調和を保ちながら策定するものとする。

3 町は、第 1 項の方針について、手話を使用する人その他の関係者の意見を聴くための場を設けることができる。

(財政上の措置)

第 6 条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう

努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。